

2017年7月7日

企業会計基準委員会 御中

インヴァスト証券株式会社

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い
(案)」についてのコメント

以下の通り、意見を申し上げる。

質問 1～質問 4

【意見】

報酬性はないため、この提案に同意しない。

【理由】

- ① 独立した第三者評価機関の評価に基づき、監査法人とも協議・確認の上、公正価値としての対価の実際の支払いこみをもって発行しているものであり、報酬性はない。
- ② 公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成 28 年 5 月 20 日公表)にも、公正価値での発行であるため、「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とされており、その内容に疑義はない。
- ③ 公正価値での発行であるため、付与対象者の税務について、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、税務上、給与所得(報酬)ではないという取扱いになっている。
- ④ 導入企業では、一般的には持株会と同様の投資制度として活用されており、かかる目的に企業会計基準適用指針第 17 号が合致しているにも関わらず、その導入会社の発行目的を無視して基準を開発する理由が不明である。
- ⑤ 質問 1 中の記載に公開草案第 17～23 項を参照すると、報酬としての性格を持つと考えられるとしているが、特に 17 項(1)については、有償発行の本質を全く無視した論理展開となっており理解できない。「その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば」とあるが、公正価値分の金銭の払い込みによる投資という有償新株予約権の一番の特徴を除いて類似しているからという理由で、報酬性があると判断するのは強引である。
- ⑥ 公正価値での新株予約権への投資制度であるため、当該有価証券が条件を未達の場合、もしくは達成していても株価が上昇しない場合には、新株予約権として権利行使をできないまたはしないことになり、当初の取得時に払い込んだ投資元本の回収ができず損失が発

生することになる。従って、そもそも損失が発生する制度について報酬性はないし、あくまで投資の結果、成功した場合は単なるキャピタル・ゲインに他ならない。

⑦ 未公開企業では、資本政策の手段としても活用されており、その活用も制限されることになる可能性について、ベンチャー企業の育成の阻害要因ともなることを懸念する。

質問 5

1. 日本公認会計士協会が公表した本公開草案に関する意見（平成 29 年 6 月 15 日公表）に、「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましい」と記載されている。

会計基準自体の変更がなく、あくまで実務対応報告であるため、当然、未公開企業による特例が継続的に認められるはずであるが、同協会の意見の中に「必ずしも明らかではない」との記載もあるため、念のため、同協会のこの意見に賛成するとともに、同様の提案をする。

② 勤務条件の取扱いについて、IFRS との GAAP 差が確実に生じることになっている。そもそも IFRS へのコンバージェンスが大前提にあるはずだが、なぜ、あえて GAAP 差を広げようとする形にしているのか、その必要性についての説明を明確にすべきである。

以上